

技術者データベースの整備について

目的

技術者データベースの構築により、技術者情報の蓄積、技術者の資質の維持・向上、適正配置の徹底等を進め、建設産業に対する国民や市場からの信頼を高めるとともに、企業と技術者の評価の向上を図る。

仕組みの概要

一定の資格※を有する建設技術者

※主任技術者相当以上

建設技術者に関する情報の登録・更新(任意)

本人・
所属企
業情報

保有資格情報

(監理技術者、主任技術者
となり得る資格等)

1. 国家資格
2. 民間資格
3. 実務経験

登録できる情報

現場配置情報

資質向上情報

一定の要件を満たす

1. 民間資格
2. 表彰
3. 継続教育

登録促進策

登録時の要件

更新時の要件

○技術者情報の蓄積
○定期的な資質の確認等
(当面、監理技術者)

義務となる事項

建設企業は、監理技術者を
登録技術者から選任

選任された監理技術者は
現場配置情報を登録

※ 発注者・許可行政庁等は一定の登録情報の閲覧が可能

違法行為が起これないよう抑止

保有資格を適切に確認 ・専任を容易に確認

技術者に対する評価の向上
継続的な資質の維持・向上

効果

技術者データベースに係る留意点及び検討事項

基本的な方向は中間とりまとめのとおりであるが、以下の内容については留意する必要がある。

1. 技術者情報の登録について

原則、技術者データベースへの登録は技術者が行うこととし、その登録内容についても技術者の責任によることとしているが、監理技術者は登録された者から所属企業が選任すること及び工事現場への配置については所属企業の責任であること等を踏まえ、「現場配置情報」の登録主体については検討する必要がある。

2. 技術者データベースの登録項目等について

技術者データベースは、実務上の経費を勘案して合理的に手数料を設定したうえで、技術者の負担により管理運営を行うこととなる。そのため、手数料や登録の手間等技術者の負担を考慮し、データベースの登録項目や機能について検討する必要がある。

3. 新制度への円滑な移行

現行の監理技術者資格者証から技術者データベースへの制度が変更されるにあたり、データベースシステムの構築、新制度の周知、現行の資格者証の有効期間内の取扱い等、円滑な移行のために必要な施行までの準備期間及び経過措置を講ずる必要がある。